

# 大阪市公報

発行所  
大阪市役所  
大阪市北区中之島1-3-20  
電話06-6208-7444

## 目 次

### 規 則

○大阪市都市景観規則の一部を改正する規則 ..... 3

○大阪市老人医療費助成規則の一部を改正する規則 ..... 9

### 告 示

○落札者等の公示 ..... 9

○落札者等の公示 ..... 10

○落札者等の公示 ..... 10

○落札者等の公示 ..... 11

○落札者等の公示 ..... 11

○落札者等の公示 ..... 12

○落札者等の公示 ..... 12

○落札者等の公示 ..... 13

○落札者等の公示 ..... 13

○落札者等の公示 ..... 14

○落札者等の公示 ..... 14

○落札者等の公示 ..... 15

○落札者等の公示 ..... 15

○大阪城天守閣の供用時間の変更の承認 ..... 16

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に  
関する公告 ..... 16

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に  
関する公告 ..... 18

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に  
関する公告 ..... 20

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に  
関する公告 ..... 21

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に  
関する公告 ..... 22

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の店舗面積の  
合計を基準面積以下とする旨の届出に関する公告 ..... 24

○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に  
関する公告 ..... 24

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 ..... 27

○開発行為に関する工事の完了 ..... 27

○開発行為に関する工事の完了 ..... 29

○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定 .....	30
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定 .....	30
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除 .....	32
○大阪市立北中島センターの臨時開館の承認 .....	33
○道路法違反物件の除却 .....	34
○市道の供用開始 .....	34
○JR 野田・玉川駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認 .....	35
○使用料の徴収事務委託（城北菖蒲園） .....	35
○総合評価一般競争入札の執行（平成 29 年度進路指導支援事業 に関する「大阪市中学校 3 年生統一テスト」実施業務委託） .....	36
○総合評価一般競争入札の執行（平成 29 年度「大阪市小学校学 力経年調査」実施業務委託） .....	39
○一般競争入札の執行（校内 LAN 用ネットワークスイッチ等機器 一式の借入れ） .....	42
○一般競争入札の執行（高等学校実習用パソコン等機器一式の借 入れ） .....	45
○消防法に基づく火災予防措置命令 .....	49
○一般競争入札の執行（大阪市交通局ホームページ構築業務委託） ..	49
<b>公 告</b>	
○一般競争入札の執行（安田ほか 2 自転車保管所古自転車等の売 払い等） .....	52
○一般競争入札の執行（各種鉄くずの売払い等） .....	56
○職員団体の登録事項の変更（大阪市立高等学校教職員組合） .....	59
○職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を 与えられている者の氏名） .....	60
<b>共済組合公告</b>	
○大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区 第 2 区の候補者 .....	61

**公布された規則のあらまし**

**◇大阪市都市景観規則の一部を改正する規則**

- 1 大阪市都市景観条例の一部改正に伴い、良好な都市景観の形成のために講  
すべき措置に係る事前協議の協議書に添付する図書、地域景観づくり推進團  
体の認定の請求に係る請求書に添付する図書等を定めるとともに、景観計画  
区域内における行為の届出に係る届出書に添付する図書等を改めることにし  
ました。

- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成29年10月1日から施行することにしました。

(平成29年大阪市規則第101号 都市計画局計画部都市計画課)

#### ◇大阪市老人医療費助成規則の一部を改正する規則

- 1 老人医療費の助成の対象者の範囲を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（平成29年5月19日）から施行することにしました。

(平成29年大阪市規則第106号 福祉局生活福祉部保険年金課)

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

#### 大阪市都市景観規則の一部を改正する規則

平成29年5月11日

大阪市長 吉村洋文



#### 大阪市規則第101号

##### 大阪市都市景観規則の一部を改正する規則

大阪市都市景観規則（平成11年大阪市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条を第25条とし、第17条から第22条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条の見出しを「（認定地域景観づくり協定の変更等の届出）」に改め、同条第1項中「第23条第4項」を「第41条第1項」に、「同条第3項の規定による認定を受けた協約」を「認定地域景観づくり協定」に、「届出書」を「所定の様式による認定地域景観づくり協定変更・廃止届」に改め、同項第1号中「名称」を「その名称」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「認定を受けた協約」を「認定地域景観づくり協定」に改め、同条第2項中「届出書」を「認定地域景観づくり協定変更・廃止届」に、「書類及び図面を」を「図書を」に改め、同項第1号中「認定を受けた協約」を「認定地域景観づくり協定」に、「当該協約」を「当該認定地域景観づくり協定」に改め、同項第2号中「認定を受けた協約」を「認定地域景観づくり協定」に改め、同項第3号中「認定を受けた協約」を「認定地域景観づくり協定」に、「協約の」を「認定地域景観づくり協定の」に改め、同項第4号中「書類及び図面」を「図書」に改め、同条を第18条とし、第15条を削る。

第14条の見出しを「（地域景観づくり協定の認定の請求）」に改め、同条中

「第23条第1項」を「第40条第1項」に、「より協約」を「より地域景観づくり協定」に、「条例第23条第2項」を「同条第2項」に、「協約書」を「協定書」に、「書類及び図面を」を「図書を」に改め、同条第1号及び第2号中「協約」を「地域景観づくり協定」に改め、同条第3号中「書類及び図面」を「図書」に改め、同条を第17条とし、第13条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(地域景観づくり推進団体の認定の請求)

**第15条** 条例第36条第2項の同条第3項各号に掲げる要件に該当することを示す書類は、次に掲げる図書とする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 構成員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を示す書類
- (3) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿
- (4) 活動の区域を示す図面
- (5) 活動の実績及び計画に関する書類
- (6) 活動の区域内の土地の所有者等から活動の内容に係る意見を聴き、適正かつ効果的に活動を行うために相当と認められる程度以上の賛同を得ていることを示す書類
- (7) 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める図書

(地域景観づくり推進団体の変更等の届出)

**第16条** 条例第37条第1項の規定により届出をしようとする者は、条例第36条第2項の規定により請求書に添付した書類の内容を変更し、又は当該地域景観づくり推進団体を解散した後速やかに、所定の様式による地域景観づくり推進団体変更・解散届を市長に提出しなければならない。

2 前項の地域景観づくり推進団体変更・解散届が条例第36条第2項の規定により請求書に添付した書類の内容の変更に係るものである場合にあっては、当該地域景観づくり推進団体変更・解散届には、前条各号に掲げる図書（当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

第10条から第12条までを削る。

第9条中「第14条」を「第26条」に、「第13条」を「第25条」に改め、同条を第13条とする。

第8条第1項中「第13条」を「第25条」に、「届出」を「規定による届出」に、「通知」を「規定による通知」に、「第15条第1項若しくは第2項の」を「第13条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「書類及び図面」を「図書」に改め、同項第1号中「名称」を「その名称」に改め、同条を第12条とする。

第7条中「第13条」を「第25条」に改め、同条第2号中「第12条の5第3項」を「第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区、同項第4号に掲げる特定街区、同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区又は同法第12条の5第3項」に、「で

ある区域」を「の区域」に改め、同条を第11条とする。

第6条第1項中「第11条」を「第23条」に改め、同項第1号の表中「敷地の境界線」を「建築物の敷地の境界線」に改め、「申請に係る建築物と」を削り、「並びに敷地」を「並びに建築物の敷地」に、「色彩」を「色彩（マンセル表色系により表示されたものに限る。）」に、「彩色が施された完成予想図」を「完成予想図（彩色が施されたものに限る。）」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項各号に」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「第10条」を「第22条」に、「第3条第1項第3号」を「第4条第1項第3号」に改め、同条第7項第2号中「<sup>き</sup>毀損し」を「毀損し」に改め、同条を第9条とする。

第4条中「第9条第1項」を「第16条」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（完了等の届出）

**第6条** 条例第17条の規定により届出をしようとする者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止した後速やかに、所定の様式による工事完了等届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の工事完了等届出書には、次に掲げる条例第17条の届出に係る行為の区分に応じ、それぞれ次に定める図書を添付しなければならない。

（1）建築物の建築等又は工作物の建設等 次に掲げる図書

ア 方位、建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置を明示する写真撮影位置図

イ 建築物等の外観、敷地及びその周辺の現況並びに撮影日時を明示するカラー写真

（2）広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 次に掲げる図書

ア 方位、広告物を表示し、又は掲出する建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置を明示する写真撮影位置図

イ 広告物を表示し、又は掲出する建築物等の外観、敷地及びその周辺の現況並びに撮影日時を明示するカラー写真

（景観計画区域内における行為の通知の添付図書）

**第7条** 条例第18条の通知に係る行為の内容を示す書類は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書によっては同条の通知に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

（1）第3条第1項第1号に掲げる図書

（2）次に掲げる条例第18条の通知に係る行為の区分に応じ、それぞれ次に定める図書

ア 建築物の建築等又は工作物の建設等 第3条第1項第2号アの表に掲げる図書

イ 広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 第3条第1項第2号イの表に掲げる図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(変更命令等)

**第8条** 条例第21条第2項の規定による公表は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じた場合において、公表しないまま当該措置をとることを命じた日の翌日から起算して30日を経過したときは、行うことができない。

第3条第1項中「第8条」を「第14条」に、「図書とする」を「図書（当該届出が法第16条第2項の規定による変更の届出に係るものである場合にあっては、当該変更に係る図書に限る。）とする」に改め、同項ただし書中「同条」を「条例第14条」に改め、同項第1号中「次の表」を「前条第1項第1号」に改め、同号の表を削り、同項中第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる条例第14条の届出に係る行為の区分に応じ、それぞれ次に定める図書

ア 建築物の建築等又は工作物の建設等 前条第1項第2号アの表に掲げる図書

イ 広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 前条第1項第2号イの表に掲げる図書

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

第3条第2項中「前項に」を「同項各号に」に改め、同条中第3項を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(事前協議の添付図書)

**第3条** 条例第13条第2項の協議に係る行為の内容を示す書類は、次に掲げる図書（当該協議が法第16条第2項の規定による変更の届出に係るものである場合にあっては、当該変更に係る図書に限る。）とする。ただし、これらの図書によっては条例第13条第2項の協議に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

(1) 所定の様式による景観配慮事項説明書

(2) 次に掲げる条例第13条第2項の協議に係る行為の区分に応じ、それぞれ次に定める図書

ア 建築物の建築等又は工作物の建設等 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺2,500分の1以上 の付近見取図	方位、建築物等の敷地の位置、道路及び目標 となる地物並びに隣接する土地における建築 物等の位置

縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、建築物等の敷地の境界線、敷地内における建築物等の位置、他の建築物等との別、植栽及び駐車場の位置、土地の高低並びに建築物等の敷地の接する道路の位置及び幅員
縮尺200分の1以上の各階平面図又は横断面図	縮尺、方位、屋上に設ける建築設備の位置及び主要部分の寸法
縮尺200分の1以上の各面立面図（彩色が施されたものに限る。）	縮尺並びに外壁の構造、材料及び色彩（マンセル表色系により表示されたものに限る。） その他の意匠
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物等の高さ並びに主要部分の寸法
完成予想図（彩色が施されたものに限る。）	建築物等の外観及び敷地内の状況
写真撮影位置図	方位、建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置
カラー写真	建築物等の敷地及びその周辺の現況並びに撮影日時

イ 広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺2,500分の1以上の付近見取図	方位、広告物を表示し、又は掲出する建築物等の敷地の位置、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺並びに方位、広告物を表示し、又は掲出する建築物等の敷地の境界線及び当該建築物等における広告物の位置
縮尺200分の1以上の各面立面図（彩色が施されたものに限る。）	縮尺並びに広告物を表示し、又は掲出する建築物等における広告物の位置及び形状
広告物意匠図（彩色が施されたものに限る。）	広告物の寸法、材料及び色彩（マンセル表色系により表示されたものに限る。）
完成予想図（彩色が施されたものに限る。）	広告物を表示し、又は掲出する建築物等の外観及び敷地内の状況
写真撮影位置図	方位、広告物を表示し、又は掲出する建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置

カラー写真	広告物を表示し、又は掲出する建築物等の敷地及びその周辺の現況並びに撮影日時
-------	---------------------------------------

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

第1号様式を次のように改める。

#### 第1号様式（第4条関係）（A4）

※届出年月日	年月日	※変更前届出番号	第号																																																																					
※届出番号	第号	※変更後届出番号	第号																																																																					
注※印の欄については、記入しないでください。																																																																								
<b>届出行為概要書</b>																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>行為の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>行為の場所</td> <td>地名地番</td> <td>大阪市 区 丁目 番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住居表示</td> <td>大阪市 区 丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区域区分</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/>基本届出区域(名称： ) <input type="checkbox"/>重点届出区域(名称： )         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">行為の種類</td> <td>建築物</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更            ( <input type="checkbox"/>敷地面積2,000m<sup>2</sup>以上、かつ高さ10m以上  <input type="checkbox"/>延べ面積5,000m<sup>2</sup>超、かつ地上6階以上 <input type="checkbox"/>その他 )         </td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更            ( <input type="checkbox"/>高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらに類する土木構造物  <input type="checkbox"/>煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物  <input type="checkbox"/>コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 )         </td> </tr> <tr> <td>広告物</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>変更 <input type="checkbox"/>意匠変更のみの変更         </td> </tr> <tr> <td rowspan="8">設計又は施行方法</td> <td>敷地面積</td> <td colspan="2">( ) m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建築(築造)面積</td> <td>( ) m<sup>2</sup></td> <td>届出以外の部分 ( ) m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>( ) m<sup>2</sup></td> <td>届出以外の部分 ( ) m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>最高の高さ ( ) m</td> <td>/ 塔屋を含む最高の高さ ( ) m</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上 ( ) 階</td> <td>/ 地下 ( ) 階</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>( ) 造</td> <td>/ 一部 ( ) 造</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>広告物の種類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/>屋上広告物 <input type="checkbox"/>壁面広告物 <input type="checkbox"/>地上広告物 <input type="checkbox"/>突出広告物 <input type="checkbox"/>その他         </td> </tr> <tr> <td>外観の変更の内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>行為の着手予定日</td> <td>年月日</td> <td>行為の完了予定日</td> <td>年月日</td> </tr> </table>				届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	住所			代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	住所			行為の名称				行為の場所	地名地番	大阪市 区 丁目 番地			住居表示	大阪市 区 丁目		区域区分	<input type="checkbox"/> 基本届出区域(名称： ) <input type="checkbox"/> 重点届出区域(名称： )			行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 ( <input type="checkbox"/> 敷地面積2,000m <sup>2</sup> 以上、かつ高さ10m以上 <input type="checkbox"/> 延べ面積5,000m <sup>2</sup> 超、かつ地上6階以上 <input type="checkbox"/> その他 )		工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 ( <input type="checkbox"/> 高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらに類する土木構造物 <input type="checkbox"/> 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物 <input type="checkbox"/> コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 )		広告物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 意匠変更のみの変更		設計又は施行方法	敷地面積	( ) m <sup>2</sup>		建築(築造)面積	( ) m <sup>2</sup>	届出以外の部分 ( ) m <sup>2</sup>	延べ面積	( ) m <sup>2</sup>	届出以外の部分 ( ) m <sup>2</sup>	高さ	最高の高さ ( ) m	/ 塔屋を含む最高の高さ ( ) m	階数	地上 ( ) 階	/ 地下 ( ) 階	構造	( ) 造	/ 一部 ( ) 造	用途				広告物の種類	<input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他			外観の変更の内容				行為の着手予定日	年月日	行為の完了予定日	年月日
届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	住所																																																																							
代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	住所																																																																							
行為の名称																																																																								
行為の場所	地名地番	大阪市 区 丁目 番地																																																																						
	住居表示	大阪市 区 丁目																																																																						
区域区分	<input type="checkbox"/> 基本届出区域(名称： ) <input type="checkbox"/> 重点届出区域(名称： )																																																																							
行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 ( <input type="checkbox"/> 敷地面積2,000m <sup>2</sup> 以上、かつ高さ10m以上 <input type="checkbox"/> 延べ面積5,000m <sup>2</sup> 超、かつ地上6階以上 <input type="checkbox"/> その他 )																																																																						
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 ( <input type="checkbox"/> 高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらに類する土木構造物 <input type="checkbox"/> 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物 <input type="checkbox"/> コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 )																																																																						
	広告物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 意匠変更のみの変更																																																																						
設計又は施行方法	敷地面積	( ) m <sup>2</sup>																																																																						
	建築(築造)面積	( ) m <sup>2</sup>	届出以外の部分 ( ) m <sup>2</sup>																																																																					
	延べ面積	( ) m <sup>2</sup>	届出以外の部分 ( ) m <sup>2</sup>																																																																					
	高さ	最高の高さ ( ) m	/ 塔屋を含む最高の高さ ( ) m																																																																					
	階数	地上 ( ) 階	/ 地下 ( ) 階																																																																					
	構造	( ) 造	/ 一部 ( ) 造																																																																					
	用途																																																																							
	広告物の種類	<input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他																																																																						
外観の変更の内容																																																																								
行為の着手予定日	年月日	行為の完了予定日	年月日																																																																					

| 注 この概要書には、大阪市都市景観規則第4条第1項第2号に掲げる図書（各階平面図、主要断面図、写真撮影位置図及びカラー写真を除く。）を添付してください。 | | | |

第2号様式中「第5条関係」を「第9条関係」に改め、「平成」を削り、「第10条」を「第22条」に、「第5条第6項」を「第9条第6項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市都市景観規則第1号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市都市景観規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(平29.5.11掲示済)



次に掲げる規則を公布する。

大阪市老人医療費助成規則の一部を改正する規則

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文



#### 大阪市規則第106号

大阪市老人医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市老人医療費助成規則（昭和46年大阪市規則第101号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「原発性胆汁性肝硬変」を「原発性胆汁性胆管炎」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市老人医療費助成規則の規定は、平成29年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 告 示

#### 大阪市告示第646号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は

公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎副首都推進局総務担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（副首都推進局）一式 長期借入 ②一般 ③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤301,027円 ⑥29.1.20

（副首都推進局総務担当）

~~~~~

### 大阪市告示第647号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎政策企画室東京事務所（東京都千代田区平河町2丁目6番3号都道府県会館7階大阪府東京事務所内）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（東京事務所）一式 長期借入 ②一般 ③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤301,027円 ⑥29.1.20

（政策企画室東京事務所）

~~~~~

### 大阪市告示第648号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入 ②随意  
③29.3.28 ④(株)日立製作所 関西支社 大阪市北区中之島二丁目3番18号 ⑤361,647,504円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

(契約管財局契約部契約課)



### 大阪市告示第649号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### [掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日

◎福祉局総務部経理・企画課（大阪市北区中之島1丁目3番20）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（福祉局）一式 長期借入 ②一般 ③平成29年3月21日 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤1,953,473円 ⑥平成29年1月20日

(福祉局総務部経理・企画課)



### 大阪市告示第650号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### [掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎市会事務局総務担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（市会事務局）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤301,027円 ⑥  
29.1.20

（市会事務局総務担当）



### 大阪市告示第651号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### [掲載順序]

##### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

##### ◎北区役所総務課総務担当（大阪市北区扇町2丁目1番27号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（北区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤608,459円 ⑥  
29.1.20

（北区役所総務課）



### 大阪市告示第652号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### [掲載順序]

##### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

##### ◎中央区役所総務課（大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（中央区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府

大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤448,338円 ⑥  
29.1.20  
(中央区役所総務課)



### 大阪市告示第653号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### [掲載順序]

##### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

##### ◎西区役所総務課（大阪市西区新町4丁目5番14号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（西区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤448,338円 ⑥  
29.1.20

（西区役所総務課）



### 大阪市告示第654号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### [掲載順序]

##### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

##### ◎大正区役所総務課（大阪市大正区千島2丁目7番95号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（大正区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤608,459円 ⑥  
29.1.20

(大正区役所総務課)



### 大阪市告示第655号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎東成区役所総務課（大阪市東成区大今里西2丁目8番4号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（東成区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤608,459円 ⑥  
29.1.20

(東成区役所総務課)



### 大阪市告示第656号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎阿倍野区役所総務課（大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号）

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（阿倍野区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪  
府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤448,338円 ⑥  
29.1.20

(阿倍野区役所総務課)

**大阪市告示第657号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

**[掲載順序]****◎契約担当（所在地）**

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

**◎住吉区役所総務課（大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号）**

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（住吉区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪府  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤608,459円 ⑥  
29.1.20

（住吉区役所総務課）

**大阪市告示第658号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

**[掲載順序]****◎契約担当（所在地）**

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

**◎東住吉区役所総務課（大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号）**

①LGWAN接続系利用パソコン等機器（東住吉区役所）一式 長期借入 ②一般  
③29.3.21 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪  
府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤755,769円 ⑥  
29.1.20

（東住吉区役所総務課）

**大阪市告示第659号**

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

月 日	供 用 時 間
平成29年7月22日（土）から 同年8月20日（日）まで	午前9時から午後7時まで
平成29年8月21日（月）から 同月27日（日）まで	午前9時から午後6時まで

（経済戦略局観光部観光課）

**大阪市告示第660号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) コーナンP R O 東中浜店  
 大阪市城東区東中浜八丁目4番2外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 コーナン商事株式会社 代表取締役 斎田 直太郎  
 堺市西区鳳東町四丁401番地1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 コーナン商事株式会社 代表取締役 斎田 直太郎  
 堺市西区鳳東町四丁401番地1
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年12月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,462m<sup>2</sup>
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物 1 階西側	26台
合計	26台

## ② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物 1 階西側（駐輪場①）	70台
建物 1 階西側（駐輪場② 原動機付自転車用）	4台（うち原動機付自転車4台）
合計	74台（うち原動機付自転車4台）

## ③ 荷さばき施設の面積

49m<sup>2</sup>

## ④ 廃棄物等の保管施設の容量

7.5m<sup>3</sup>

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前 6 時	午後 9 時

## ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 5 時30分～午後 9 時30分

## ③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 1 箇所（南側）

## ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

## 2 届出年月日

平成29年 4 月 28 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する場所

## ① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビルO's棟南館 4 階

## ② 大阪市城東区役所区民情報コーナー

大阪市城東区中央 3 - 5 - 45 城東区役所 1 階

## (2) 期間

平成29年 5 月 19 日（金）から同年 9 月 19 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

## (3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年9月19日（火）

(2) 提出先

上記3(1)と同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）



### 大阪市告示第661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）デイリーカナートイズミヤ我孫子店

大阪市住吉区我孫子東2丁目17番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント 代表取締役 黒松弘育

大阪市西成区花園南1丁目4番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イズミヤ株式会社 代表取締役 四條 晴也

大阪市西成区花園南1丁目4番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年12月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,094m<sup>2</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
隔地駐車場① 大阪市住吉区我孫子東2丁目1— 18	13台

隔地駐車場② 大阪市住吉区我孫子3丁目3-31	5台
建物1階西側（自動二輪車）	1台
合計	19台（うち自動二輪車1台）

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階西側及び南側	88台（うち原動機付自転車6台）
合計	88台（うち原動機付自転車6台）

## (3) 荷さばき施設の面積

 $53\text{m}^2$ 

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量

 $11.8\text{m}^3$ 

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イズミヤ株式会社	午前7時	翌午前2時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～翌午前2時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数

隔地駐車場① 入口1箇所、出口1箇所

隔地駐車場② 出入口1箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

## 2 届出年月日

平成29年4月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する場所

## (1) 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

## (2) 大阪市住吉区役所地域課

大阪市住吉区南住吉3-15-55 住吉区役所3階

## (2) 期間

平成29年5月19日（金）から同年9月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

## (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

## 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成29年9月19日（火）

## (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

**大阪市告示第662号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき  
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する  
同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

**1 届出の概要**

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム大阪ドームシティ店

大阪市西区千代崎三丁目14番1 外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

## (3) 変更事項

## ① 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) スーパービバホーム京セラドーム大阪店

(変更後) スーパービバホーム大阪ドームシティ店

## ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成 勝博

埼玉県上尾市298番地の1

(変更後) 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

## ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成 勝博

埼玉県上尾市298番地の1

(変更後) 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

## (4) 変更年月日

(3) ① 平成25年10月19日

- (3) ②③平成26年10月1日
- 2 届出年月日  
平成29年5月1日
- 3 届出書類の縦覧  
(1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階
- (2) 期間  
平成29年5月19日（金）から同年9月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限  
平成29年9月19日（火）
- (2) 提出先  
上記3(1)と同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）



### 大阪市告示第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

- 1 届出の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
住吉団地（近商ストア住吉店）  
大阪市住之江区粉浜西3丁目1番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 理事・支社長 西村 志郎  
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
- (3) 変更事項  
① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 独立行政法人都市再生機構

西日本支社 理事・支社長 大西 誠

(変更後) 独立行政法人都市再生機構

西日本支社 理事・支社長 西村 志郎

(4) 変更年月日

平成27年7月16日

2 届出年月日

平成29年5月2日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

(2) 期間

平成29年5月19日(金)から同年9月19日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年9月19日(火)

(2) 提出先

上記3(1)と同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

~~~~~

### 大阪市告示第664号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム大阪ドームシティ店

大阪市西区千代崎三丁目14番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社LIXIL ビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

## (3) 変更事項

## ① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| 位置                | 収容台数                |
|-------------------|---------------------|
| 建物3階・屋上           | 362台                |
| 建物1階南側<br>(自動二輪車) | 9台                  |
| 合計                | 371台<br>(うち自動二輪車9台) |

(変更後)

| 位置                | 収容台数                |
|-------------------|---------------------|
| 建物3階・屋上           | 233台                |
| 建物1階南側<br>(自動二輪車) | 9台                  |
| 合計                | 242台<br>(うち自動二輪車9台) |

## (4) 変更年月日

(3) ①平成30年1月2日

## 2 届出年月日

平成29年5月1日

## 3 届出書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

## (2) 期間

平成29年5月19日（金）から同年9月19日（火）まで（日曜日、土曜日  
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

## (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

## 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成29年9月19日（火）

## (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

---

## 大阪市告示第665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ我孫子店

大阪市住吉区我孫子東2丁目5-24

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,085m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成28年12月31日

(5) 廃止する理由

現在の店舗を閉鎖し、建替えを行うため

### 2 届出年月日

平成29年4月28日

### 3 届出者の氏名及び所在地

株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメント 代表取締役 黒松  
弘育

大阪市西成区花園南1丁目4番4号

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

---

## 大阪市告示第666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーク200

大阪市港区弁天1丁目2番1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

新生信託銀行 代表取締役 日下部 裕文  
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業者         | 開店時刻    | 閉店時刻     | 備考 |
|--------------|---------|----------|----|
| 株式会社ファミリーマート |         |          | —  |
| その他小売業者      | 午前6時00分 | 午後11時00分 | —  |

(変更後)

| 小売業者         | 開店時刻    | 閉店時刻     | 備考   |
|--------------|---------|----------|------|
| 株式会社ファミリーマート |         | 24時間     | —    |
| その他小売業者      | 午前6時00分 | 午後11時00分 | 変更なし |

(4) 変更年月日

平成29年5月1日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小 売 業 者      |              | 住 所                           |
|--------------|--------------|-------------------------------|
| 氏名（名称）       | 代表者（法人の場合）   |                               |
| 株式会社ファミリーマート | 代表取締役 澤田 貴司  | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号              |
| 山崎製パン株式会社    | 代表取締役 飯島 延浩  | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号            |
| 株式会社童夢       | 代表取締役 谷口 卓也  | 大阪市港区夕凪1丁目16番26号              |
| 愛眼株式会社       | 代表取締役 下條 三千夫 | 大阪市天王寺区大道四丁目9番12号             |
| 株式会社ティコク製薬社  | 代表取締役 畠山 兼一郎 | 大阪市港区弁天一丁目2番1号ORC200オフィスタワー5階 |
| 株式会社エスジー     | 代表取締役 発坂 千江  | 大阪市港区市岡二丁目6番18号               |
| 工藤産業株式会社     | 代表取締役 工藤 武雄  | 大阪市中央区常磐町二丁目2番26号             |

|         |              |                      |
|---------|--------------|----------------------|
| 株式会社文教堂 | 代表取締役 嶋崎 富士雄 | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号 |
| 桜井 淳一   | —            | 大阪府藤井寺市小山二丁目15番29号   |

② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,041m<sup>2</sup>

③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

22台

イ 駐輪場の収容台数

88台

ウ 荷さばき施設の面積

114m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の容量

337m<sup>3</sup>

④ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

イ 駐車場の自動車の出入口の数

入口2箇所、出口2箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

午前6時00分～午後9時00分

2 届出年月日

平成29年4月28日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間

平成29年5月19日（金）から同年9月19日（火）まで（日曜日、土曜日

及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年9月19日（火）

(2) 提出先

上記3(1)と同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)



### 大阪市告示第667号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付のある定款、役員名簿、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 |                                                                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請のあった年月日           | 平成29年3月28日                                                                                                                                              |
| 申請書を受理した日           | 平成29年4月27日                                                                                                                                              |
| 名称                  | 特定非営利活動法人樹                                                                                                                                              |
| 代表者の氏名              | 大津留且久                                                                                                                                                   |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市福島区野田2丁目9番6号                                                                                                                                         |
| 定款に記載された目的          | この法人は、認知症の知識を広く社会に啓発すると共に、認知症の方やその家族への支援及び地域社会における人と人との繋がりを再構築する活動を行う事により、障がいがあっても、認知症になつても社会との繋がりが断ち切られることなく、その人らしく、人間らしい生活を育めるネットワークづくりを推進することを目的とする。 |

(市民局区政支援室市民活動支援担当)



### 大阪市告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

1 許可番号

平成29年2月28日 大阪市指令都計（開）第94号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区小路東5丁目32番3、41番1の一部

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区浜5丁目6番29号

株式会社カノ一

代表取締役 嘉納 英藏

## 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要           |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘要                      |
|-------------|--------------|---------|-----|-----------|-------------------------|
|             | 幅員(管径)       | 延長      |     |           |                         |
| 道路          | 1.350～2.640m | 47.800m | 開発者 | 開発者       | 拡幅                      |
| 下水道         | —            | —       | 大阪市 | —         | 集水ますI型インバート付<br>4カ所 新設工 |
| 下水道         | D=150mm      | 15.750m | 大阪市 | —         | 集水ますI型インバート付<br>7カ所 新設工 |
| 下水道         | D=200mm      | 2.750m  | 大阪市 | —         | 集水ますI型インバート付<br>1カ所 新設工 |
| 緑地          | —            | —       | 開発者 | 開発者       | 面積 165.51m <sup>2</sup> |

## 5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘要                  |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|---------------------|
|             | 幅員(管径)  | 延長      |     |           |                     |
| 下水道         | —       | —       | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>3カ所 撤去工   |
| 下水道         | D=150mm | 11.550m | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>5カ所 撤去工   |
| 下水道         | D=150mm | 3.550m  | 大阪市 | —         | 集水ますIII型<br>1カ所 撤去工 |
| 下水道         | D=200mm | 3.550m  | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>1カ所 撤去工   |
| 下水道         | D=150mm | 4.050m  | 大阪市 | —         | 1カ所 撤去工             |
| 下水道         | D=200mm | 4.400m  | 大阪市 | —         | 2カ所 撤去工             |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

### 大阪市告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

1 許可番号

平成29年4月12日 大阪市指令都計（開）第28-86号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区緑3丁目459番1の一部、461番19、461番20

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島4丁目3番25号フジヒサFJ中之島ビル

株式会社フジヒサFJ

代表取締役 久保 進

兵庫県尼崎市浜田町4丁目37番地の1

株式会社別府工務店

代表取締役 別府 建一

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |               | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘要<br>要                        |
|-------------|---------|---------------|-----|-----------|--------------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長            |     |           |                                |
| 道路          | 5.000m  | 43.174m       | 開発者 | 開発者       | すみ切り3ヵ所含む                      |
| 道路          | 5.000m  | 19.233m       | 開発者 | 開発者       | すみ切り2ヵ所含む                      |
| 下水道         | D=150mm | 3.633300<br>m | 大阪市 | —         | 0号組立マンホール<br>インバート付<br>1ヵ所 新設工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

**大阪市告示第670号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

- 1 認定年月日及び認定番号

平成29年5月8日 第456号

- 2 認定区域の名称

ベル・パークシティ画地Ⅱ

- 3 認定区域の位置

大阪市都島区友渕町一丁目8番1、8番12、8番13、8番15、8番16、8番17、8番18、8番20

(都市計画局建築指導部建築企画課)

**大阪市告示第671号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

- 1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市北区中津四丁目13番2、126番、136番、138番の各一部、137番）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

- 4 土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第9号に該当（一部の区域）

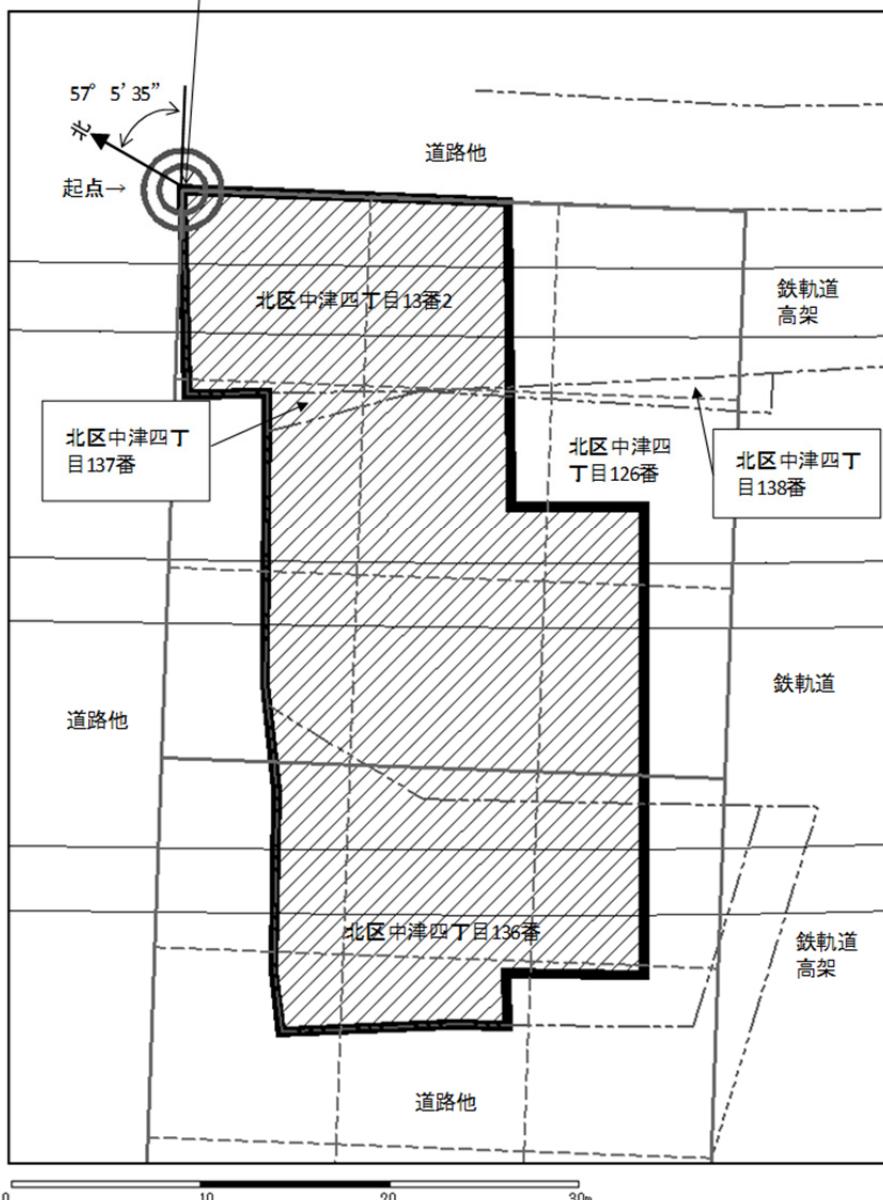
## 別図

## 【起点】

起点は、大阪市北区中津四丁目13番2の最北端とした。

## 【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に $57^{\circ} 5' 35''$ 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



## 【凡例】

: 敷地境界

: 単位区画

: 筆境界

: 形質変更時要届出区域

(環境局環境管理部環境管理課)

**大阪市告示第672号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成25年大阪市告示第1338号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）及び平成27年大阪市告示第1261号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成28年度大阪市告示第963号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）で指定解除した区域を除く。）の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成29年5月19日

大阪市長　吉　村　洋　文

**1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域**

別図のとおり

（大阪市東淀川区柴島一丁目254番1、254番3、272番1、272番7の各一部）

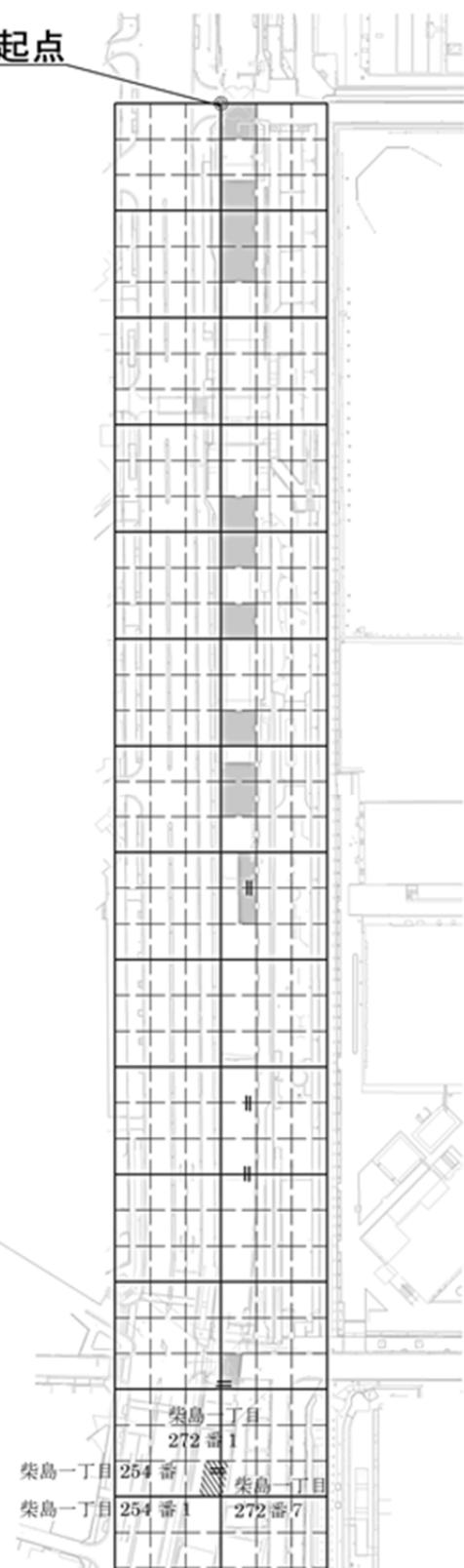
**2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称**

鉛及びその化合物

**3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去**

別図

起点



## 【起点】

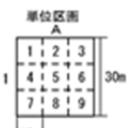
起点は、調査対象地の最北端とした。  
(大阪市東淀川区柴島一丁目778番1)

## 【格子の回転角度】

起点を支点として、東西及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に $34^{\circ} 7' 12''$ 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

## 凡例

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 30m格子               | 単位区画 |
| 区画の統合               |      |
| 形質変更時要届出区域          |      |
| 今回指定を解除する形質変更時要届出区域 |      |



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館を承認したので、同条第3項及び同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名         | 年月日           | 供用時間         |
|-------------|---------------|--------------|
| 大阪市立北中島センター | 平成29年5月21日（日） | 午後4時から午後6時まで |
|             | 平成29年6月4日（日）  | 午後1時から午後4時まで |

（環境局環境管理部環境管理課）



#### 大阪市告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年6月2日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路線名     | 除却実施場所        | 物件     |
|---------|---------------|--------|
| 恵美須町城東線 | 天王寺区寺田町1丁目7番先 | 電柱     |
| 安土町線    | 中央区安土町3丁目6番先  | ベビーカー等 |
| 築港深江線   | 中央区大阪城3番先     | 段ボール等  |
| 大阪枚岡奈良線 | 中央区高津1丁目2番先   | 樹木     |
| 道頓堀線    | 中央区道頓堀1丁目東5番先 | プランター  |

（建設局総務部路政課）



#### 大阪市告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

| 路線名             | 区間                                  | 供用開始の期日 |
|-----------------|-------------------------------------|---------|
| 東淀川区<br>第1517号線 | 東淀川区相川1丁目8番の3地から<br>同 区同 1丁目2番の7地まで | 告示の日    |

(建設局総務部管財課)

**大阪市告示第676号**

JR野田・玉川駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成29年5月25日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

| 料金収受方法 | 区画    | 一時利用料金（自転車）                               |
|--------|-------|-------------------------------------------|
| 人的対応   | 一般区画① | 1日1回150円                                  |
|        | 特定区画  | 1日1回100円                                  |
| 精算機対応  | 一般区画② | 駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円 |

**備考**

- 1 この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうちに規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局企画部方面調整課)

**大阪市告示第677号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名   | 受託者                          | 委託事務         | 委託期間                      |
|-------|------------------------------|--------------|---------------------------|
| 城北菖蒲園 | (株)ラパンプラス<br>代表取締役社長<br>都築一徳 | 使用料の<br>徴収事務 | 平成29年5月19日から<br>同年6月14日まで |

(建設局東部方面管理事務所鶴見緑地公園事務所)

**大阪市告示第678号**

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

## 1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階  
 大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）  
 電話 06-6208-9078

## 2 入札に付する事項

## (1) 役務の名称及び数量

平成29年度進路指導支援事業に関する「大阪市中学校3年生統一テスト」  
 実施業務 一式

## (2) 役務の特質等 入札説明書による。

## (3) 履行期間 契約締結日から平成30年1月15日まで

## (4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 本件業務の入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年6月1日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

## (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

## (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13：その他

代行 23：試験問題作成 01：試験問題作成」で登録していること

(5) 学力調査の実施について、平成24年4月からこの公告までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること

(6) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと

#### 4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記1に同じ）

(2) 入札参加申請書等の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
担当部局（上記1に同じ）

(3) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年6月1日（木）まで無償にて交付する。ただし、  
担当部局（上記1に同じ）での交付は本市の休日を除く午前9時から午後  
5時まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成29年6月1日（木）までの本市の休日を除く午前9時  
から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

#### 5 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び提案書等関係書類を提出すること

(1) 入札書及び提案書関係書類の受付期間

平成29年7月14日（金）午前9時45分から午前10時まで

なお、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札及び提案書等関係書類の提出の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により平成29年7月13日（木）午後5時までに担当部局（上記1に同じ）に必着のこと

(2) 提案書等関係書類の提出方法

正本1部、副本4部を提出すること

(3) 提出場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）

(4) 開札予定日時

平成29年7月14日（金）午前10時

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、5(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

提案内容の評価である「技術点」に、入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、「技術点」と「価格点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

技術の評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平か

つ客観的に行うものとする。

(6) 落札者決定基準

入札説明書による。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年6月1日（木）午後5時までに受付場所に、持参又は書留郵便等配達の記録が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Osaka City Junior High School Third Grade Achievement Testing

under the Career Guidance Support Project

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 1 June 2017

- (3) The date and time for the submission of tenders:

① In person: from 9:45AM to 10:00AM, 14 July 2017

② By post: 5:00PM, 13 July 2017

- (4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)



## 大阪市告示第679号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

### 1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）

電話 06-6208-9078

### 2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量

平成29年度「大阪市小学校学力経年調査」実施業務委託 一式

- (2) 役務の特質等 入札説明書による。

- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

- (5) 本件業務の入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年6月1日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13：その他代行 23：試験問題作成 01：試験問題作成」で登録していること
- (5) 学力調査の実施について、平成24年4月からこの公告までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること
- (6) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所  
教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札参加申請書等の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
担当部局（上記1に同じ）
- (3) 入札説明書等の交付方法  
公告の日から平成29年6月1日（木）まで無償にて交付する。ただし、担当部局（上記1に同じ）での交付は本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公告の日から平成29年6月1日（木）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

#### 5 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札書及び提案書関係書類の受付期間  
平成29年7月14日（金）午前10時45分から午前11時まで  
なお、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札及び提案書等関係書類の提出の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により平成29年7月13日（木）午後5時までに担当部局（上記1に同じ）に必着のこと
- (2) 提案書等関係書類の提出方法  
正本1部、副本4部を提出すること
- (3) 提出場所  
大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）
- (4) 開札予定日時  
平成29年7月14日（金）午前11時
- (5) 落札者の決定方法  
落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、5(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。  
提案内容の評価である「技術点」に、入札価格の評価である「価格点」

を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、「技術点」と「価格点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

技術の評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。

#### (6) 落札者決定基準

入札説明書による。

### 6 入札保証金等

#### (1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

#### (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 保証人 不要

#### (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (5) 契約書作成の要否 要

### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年6月1日（木）午後5時までに受付場所に、持参又は書留郵便等配達の記録が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

### 9 その他

#### (1) この調達は、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

#### (2) 落札決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

#### (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Assessment of the Yearly Changes in Academic Development, for Primary School Students in the City of Osaka
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 1 June 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① In person: from 10:45AM to 11:00AM, 14 July 2017
  - ② By post: 5:00PM, 13 July 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:  
General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)



#### 大阪市告示第680号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階  
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）  
電話 06-6208-9078

#### 2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量  
校内LAN用ネットワークスイッチ等機器 一式  
(電子入札案件とする。)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年11月1日から平成34年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年6月2日（金）までに資格審査

申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 貸賃：02 事務用品貸賃：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (6) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (7) 仕様書記載の設定作業ができると示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていると示した書類の提出ができること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
　　大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
　　公告の日から平成29年6月2日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記1に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成29年6月2日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで無償にて交付する。

（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
　　公告の日から平成29年6月2日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所  
　　入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年7月13日（木）から同月14日（金）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成29年7月18日（火）午前10時

③ 場所

システム上とする。

## (2) 紙入札による場合

## ① 入札書受付期間

平成29年7月18日（火）午前9時45分から午前10時まで

## ② 開札予定日時

平成29年7月18日（火）午前10時

## ③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により平成29年7月14日（金）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

## (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

## (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

## (3) 保証人 不要

## (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年6月2日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記録が残るものによる郵送により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be long term leased:  
LAN network switch equipment for schools, 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 2 June 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 13 July 2017 to 5:00PM, 14 July 2017
  - ② In person: from 9:45AM to 10:00AM, 18 July 2017
  - ③ By post: 5:00PM, 14 July 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:  
General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)



#### 大阪市告示第681号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階  
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）  
電話 06-6208-9078

#### 2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量  
高等学校実習用パソコン等機器 一式  
(電子入札案件とする。)

- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。  
(3) 借入期間 平成29年9月1日から平成34年8月31日まで  
(4) 納入場所 入札説明書による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年6月2日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること  
(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと  
(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと  
(4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 貸貸：02 事務用品貸貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること  
(5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること  
(6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること  
(7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること  
(8) 仕様書記載のインストール作業ができる事を示した書類の提出ができること  
(9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年6月2日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から平成29年6月2日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（午後0時15分から午後1時までの間

を除く。)

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成29年6月2日（金）までの本市の休日を除く午前9時  
から午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年7月13日（木）から同月14日（金）までの午前9時から午後  
5時まで

② 開札予定日時

平成29年7月18日（火）午前11時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年7月18日（火）午前10時45分から午前11時まで

② 開札予定日時

平成29年7月18日（火）午前11時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により平成29年7月14日（金）午後5時  
までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年6月2日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記録が残るものによる郵送により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達は、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be long term leased:  
Practical training computer suite for Osaka municipal high schools
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 2 June 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 13 July 2017 to 5:00PM, 14 July 2017
  - ② In person: from 10:45AM to 11:00AM, 18 July 2017
  - ③ By post: 5:00PM, 14 July 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)



### 大阪市（消）告示第18号

消防法（昭和23年法律第186号）第5条第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年5月19日

大阪市消防長 藤井茂樹

1 防火対象物の所在地

大阪市中央区宗右衛門町1番26号

2 防火対象物の名称

日新ビル5号館

3 命令を受けた者の氏名

株式会社B B I

代表取締役 星山 貞美

4 命令事項

平成29年5月15日までに、4階屋内階段部分に設けた扉を改修すること

5 命令年月日

平成29年4月28日

(消防局予防部予防課)



### 大阪市交通局告示第23号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成29年5月19日

大阪市交通局長 塩谷智弘

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市交通局庁舎3階

大阪市交通局経営管理本部調達部調達課

電話 06-6585-6255

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

大阪市交通局ホームページ構築業務委託 一式

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

- (3) 履行期限 契約締結日から平成30年8月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成29年6月1日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱（以下「停止措置要綱」という。）に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること
- (5) 大規模ホームページ（3,000ページ以上）のコンテンツ作成・デザイン（グラフィックデザイン及びユーザビリティ）・他システム連携、CMSの導入・構築及び移行実績を有すること
- (6) JIS Q 9001(ISO 9001)制度による認証を取得していること
- (7) JIS Q 15001(ISO 15001)に準拠したプライバシーマークの使用許諾若しくはJIS Q 27001(ISO 27001)に準拠したISMS認証又はこれらと同等の制度による認証等を取得していること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合せ先

1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成29年6月1日（木）の午前9時から午後5時までの間に無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成29年6月1日（木）の午前9時から午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札手続き等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本業務に関する入札書及び提案書を提出すること

## (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札執行及び提案書等の提出日時

平成29年7月19日（水）午前10時30分から午前11時

イ 入札執行及び提案書等の提出場所

大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成29年7月18日（火）午後5時までに必着のこと

## (2) 入札保証金等

ア 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

## (3) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(4)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

## (4) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

イ 評価を「技術点」と「価格点」に区分し、その配点をそれぞれ600点、400点とする。

ウ 本基準の詳細は、入札説明書による。

## 6 入札の無効

## (1) 契約規程第24条第1項の規定に該当する入札

## (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

## (3) 総合評価一般競争入札参加申出書又は提出書類に虚偽の記載をした入札

(4) 開札後、落札決定までに、入札参加申請者が停止措置要綱に基づく停止措置又は排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 7 その他

## (1) この調達は、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

ある。

- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Rebuilding outsourcing Homepage for Osaka Municipal Transportation Bureau 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 1 June 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
from 10:30AM-11:00AM, 19 July 2017  
(tenders submitted by mail 5:00PM, 18 July 2017)
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,  
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6255

(大阪市交通局経営管理本部調達部調達課)

## 公 告

### 大阪市公告第57号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
ATCビル ITM棟6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話06-6615-7540

#### 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売扱物品               | 数量 |
|------|--------------------|----|
| ①    | 安田ほか2自転車保管所古自転車等-3 | 3山 |
| ②    | 南港ほか3自転車保管所古自転車等-3 | 4山 |

## 3 下見日時及び保管場所

|                           | 下見日時              | 保管場所      | 所在地             |
|---------------------------|-------------------|-----------|-----------------|
| ①<br>平成29年<br>6月5日<br>(月) | 午前10時から<br>午後5時まで | 安田自転車保管所  | 鶴見区安田2丁目5番16号   |
|                           |                   | 大宮自転車保管所  | 旭区大宮1丁目1番32号    |
|                           |                   | 長吉北自転車保管所 | 平野区長吉出戸8丁目3番先   |
| ②<br>平成29年<br>6月5日<br>(月) | 午前10時から<br>午後5時まで | 南港自転車保管所  | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
|                           |                   | 西島自転車保管所  | 西淀川区西島1丁目2番付近   |
|                           |                   | 南港東自転車保管所 | 住之江区南港東2丁目4番付近  |
|                           |                   | 北港自転車保管所  | 此花区北港2丁目1番付近    |

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話 06-6615-6684  
FAX 06-6615-6577

## 4 入札参加資格

## (1) 平成28・29年度物品売扱入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売扱入札参加申請を行うこと

ただし、平成29年6月2日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売扱入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売扱入札参加承認証（本市様式）

※ 平成28・29年度の物品売扱入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売扱入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

## (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

## 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

## (1) 受付期間 本公告の日から平成29年6月2日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで

（午後0時15分から午後1時までを除く。）

## (2) 受付場所 上記1に同じ

## 6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1と同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札日当日までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記1と同じ。）

#### 12 入札執行日時

①平成29年6月6日（火）午前10時

②平成29年6月6日（火）午前10時30分

#### 13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

#### 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

#### 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

## 17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

### ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獵銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

### イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

## 18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）



**大阪市交通局公告第22号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成29年5月19日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

**1 契約担当**

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号  
大阪市交通局庁舎3階  
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課  
電話 06-6585-6251

**2 入札に付すべき事項**

| 物件番号 | 売 扯 物 品        | 数 量       |
|------|----------------|-----------|
| ①    | 各種鉄くず          | 1式        |
| ②    | 各種古軌条          | 1式        |
| ③    | 各種混合くず         | 1式        |
| ④    | 各種被覆銅線         | 1式        |
| ⑤    | 各種非鉄金属         | 1式        |
| ⑥    | 古新聞ほか（返納倉庫集積分） | 1式        |
| ⑦    | 中古作業用自動車（その1）  | 1両        |
| ⑧    | 中古作業用自動車（その2）  | 1両        |
| ⑨    | 中古作業用自動車（その3）  | 1両        |
| ⑩    | 中古作業用自動車（その4）  | 1両        |
| ⑪    | 各種古タイヤ         | 1式        |
| ⑫    | 古新聞ほか（単価契約）    | 約60,000kg |

**3 保管場所**

| 物件番号 | 保管場所    | 所 在 地            |
|------|---------|------------------|
| ①③～⑨ | 返納倉庫    | 住之江区緑木1丁目4番138号  |
| ①    | 中量保安管区  | 住之江区南港中6丁目1番5号   |
| ①    | 車両管理事務所 | 城東区森之宮1丁目6番40号   |
| ①    | 鶴見検車場   | 鶴見区浜1丁目2番6号      |
| ①    | 大日検車場   | 守口市大日町1丁目1番1号    |
| ①③   | 東吹田検車場  | 吹田市南正雀4丁目10番1号   |
| ①    | 中百舌鳥検車場 | 堺市北区長曾根町130番地7   |
| ①    | 車両検修事務所 | 住之江区緑木1丁目4番160号  |
| ①②   | 四つ橋線保線区 | 住之江区緑木1丁目4番64号   |
| ①②   | 長居保線倉庫  | 住吉区長居1丁目1番50号    |
| ①②   | 森之宮保線倉庫 | 城東区森之宮1丁目6番115号  |
| ①⑪   | 住吉営業所   | 住吉区万代東3丁目5番22号   |
| ⑪    | 守口営業所   | 守口市京阪本通1丁目10番23号 |
| ①⑪   | 中津営業所   | 北区中津6丁目9番32号     |

|    |        |                 |
|----|--------|-----------------|
| ⑪  | 住之江営業所 | 住之江区新北島1丁目2番50号 |
| ⑪  | 井高野営業所 | 東淀川区井高野4丁目3番59号 |
| ①  | 鶴町営業所  | 大正区鶴町4丁目11番55号  |
| ③⑪ | 西島営業所  | 此花区西島4丁目1番11号   |
| ⑩⑫ | 交通局庁舎  | 西区九条南1丁目12番62号  |

#### 4 下見

次の日時、場所において物件に関する下見を行う。

平成29年5月25日（木）から同月29日（月）まで（ただし、本市の休日を除く。）

ただし、⑫号物件古新聞ほか（単価契約）については下見を行わない。

| 物件番号 | 時刻                        | 場所   | 所在地  |
|------|---------------------------|------|------|
| ①～⑪  | 午前10時から正午及び<br>午後1時から午後3時 | 3に同じ | 3に同じ |

#### 5 引取期限

| 物件番号 | 引取期限          |
|------|---------------|
| ①～⑪  | 平成29年6月30日（金） |
| ⑫    | 平成30年3月30日（金） |

#### 6 入札参加資格

平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）において行うこと。ただし、平成29年5月26日（金）までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

- (1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- (2) 使用印鑑届（本市様式）
- (3) 物品売払入札参加承認証（本市様式）

（注）平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」の物品売払入札参加申請書「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人には法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- (5) 法人には法務局発行の印鑑証明書、個人には市区町村長発行の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、写しは不可）

#### 7 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問合せ先及び契約条項を示す場所 1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法

公示日から平成29年5月29日（月）午後5時まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。ただし、大阪市交通局ホームページ「([http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo\\_yusou.html](http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.html))」を参照のうえ、所定の手続きを行った者には、郵送により交付する。

- 8 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除  
なお、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- 9 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 10 入札執行日時  
平成29年5月30日（火）午前10時
- 11 入札執行場所  
大阪市交通局庁舎1階大会議室（住所は1に同じ）
- 12 入札の方法  
入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書（物品買受申込書）には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること
- 13 入札に参加できない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
  - (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けている者
- 14 入札の無効  
大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。  
(注) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 15 落札者の決定  
予定価格以上の最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。
- 16 その他
  - (1) 9の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、契約規程第33条第3項に基づき契約手続を怠ったとして、落札者の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、契約規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

(交通局経営管理本部調達部調達課)



### 大阪市人事委員会公告第9号

大阪市立高等学校教職員組合（登録番号第3号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成29年5月19日

大阪市人事委員会  
委員長 西村 捷三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

| 団体における役名 | 所属名              | 職名           | 氏名    | 住所                   |
|----------|------------------|--------------|-------|----------------------|
| 執行委員長    | 夙愛高等学校           | 教諭           | 辻本 正純 | 大阪府羽曳野市学園前4-2-18     |
| 副執行委員長   | 離籍               | 組合役員         | 河内 正  | 大阪府吹田市南高浜町2-11       |
| 書記長      | 東高等学校            | 教諭           | 中川 勉  | 大阪市此花区西島3-10-8       |
| 書記次長     | 大阪ビジネスフロンティア高等学校 | 教諭           | 本釜 博志 | 堺市中区土塔町71-8          |
| 会計委員     | 中央高等学校           | 教諭           | 吉崎 幸宏 | 大阪市阿倍野区昭和町1-16-6-501 |
|          | 東淀工業高等学校         | 教諭<br>(実習担当) | 松沢 智  | 大阪市城東区天王田4-1-406     |

|        |          |    |       |                     |
|--------|----------|----|-------|---------------------|
| 執行委員   | 扇町総合高等学校 | 教諭 | 角野美奈子 | 兵庫県西宮市松籟荘<br>5-32   |
|        | 扇町総合高等学校 | 教諭 | 中村真里子 | 大阪市港区弁天4-6<br>-7    |
| 会計監査委員 | 東高等学校    | 教諭 | 福井 信昭 | 大阪市東住吉区湯里<br>1-4-23 |
|        | 泉尾工業高等学校 | 教諭 | 上川 貴由 | 堺市北区百舌鳥梅町<br>3-18-5 |

2 登録年月日

平成29年5月8日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

~~~~~

**大阪市人事委員会公告第10号**

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成29年5月19日

大阪市人事委員会  
委員長 西村 捷三

1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

**専従休職者名簿**

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市職員労働組合	1	多田 一仁
		徳野 尚
		金子 俊雄
		黒田 悅治
		下村 泰正
		木村 ひとみ
		大上 雄史

2 登録年月日

平成29年5月8日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

## 共済組合公告

### 大阪市職員共済組合公告第7号

大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第2区の候補者は、次のとおりであるので公告する。

平成29年5月9日

大阪市職員共済組合組合会  
互選議員補欠選挙第2選挙区  
選挙長 吉田勝彦

記

所属所	職種	氏名	年齢
交通局	運輸職員	鈴木治一郎	58歳

(大阪市職員共済組合庶務係)

(平29.5.9掲示済)